

# 狂犬病予防注射のご案内

東久留米市では集合注射は実施しておりません。狂犬病予防注射はかかりつけ、もしくは最寄りの動物病院で接種をお願いいたします



▲注射済票のイメージ

(金属の骨型プレート、令和8年度は赤色です)

- ・生後91日以上の子には、年1回の狂犬病予防注射を忘れずに  
(狂犬病予防法第5条)
- ・4月1日～6月30日の間に受けましょう  
(狂犬病予防法施行規則第11条)
- ・予防注射接種後は「注射済票」の交付手続きが必要です  
(狂犬病予防法施行規則第12条)

## 注射済票交付手続き

裏面に掲載の動物病院では、狂犬病予防注射と注射済票の交付手続きが同時にできます(健康課窓口の手続きが不要になります)

- **手続き場所等** 健康課予防係(滝山4-3-14わくわく健康プラザ内)

平日 8:30~17:00

※郵送または電子申請でも手続きできます



◀狂犬病予防注射済票交付申請

- **持ち物** ①動物病院で発行された狂犬病予防注射済証(注射したことを証明する紙)  
②狂犬病予防注射済票交付申請書(同封している黄色い用紙)

- **手数料** 550円

## 病気などで狂犬病予防注射が受けられない場合

動物病院で診断を受け、接種が困難な状態であることを証明する書類をご提出ください

- **手続き場所等** 健康課予防係(滝山4-3-14わくわく健康プラザ内)

平日 8:30~17:00

※郵送または電子申請でも手続きできます






◀病気などで狂犬病予防注射を受けられない場合の届出

- **持ち物** ①「診断書」など接種が困難であることの証明(動物病院で発行)  
②狂犬病予防注射済票交付申請書(同封している黄色い用紙)



## 以下の場合もお手続きをお願いします

手続き内容	鑑札登録の犬	マイクロチップ登録の犬
市内転居、氏名変更したとき	健康課窓口の他、電話、電子申請でも手続きできます  <small>飼い犬の登録事項変更届(市内変更)</small>	環境省のデータベース [犬と猫のマイクロチップ情報登録] <a href="https://reg.mc.env.go.jp">https://reg.mc.env.go.jp</a> で手続きしてください
犬を譲り受けたとき	健康課窓口で手続きしてください 前の飼い主から受け取った「犬鑑札」をお持ちください	
鑑札を紛失したとき	健康課窓口で手続きしてください <再交付手数料1,600円>	
犬が死亡したとき	健康課窓口の他、電話、電子申請でも手続きできます  <small>飼い犬の死亡届</small>	犬と猫のマイクロチップ情報登録
市外へ転出したとき	転出先の自治体で手続きしてください※東久留米市での手続きは不要です 手続き方法などは、転出先の自治体にお問い合わせください	

【問い合わせ先】 〒203-0033 東久留米市滝山4-3-14わくわく健康プラザ内

【裏面に動物病院一覧を掲載】

東久留米市福祉保健部健康課 予防係 ☎042-477-0030